

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律等の運用について（昭和六十一年五月二十七日蔵計第一四九二号）

平成18年11月1日現在

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号。以下「昭和60年改正法」という。）附則及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第56号。以下「経過措置政令」という。）の規定の運用について別紙のとおり定めたので通知する。

[別紙]

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律等の運用について
昭和60年改正法附則第9条関係

- 1 この条の規定により施行日前の期間に係る標準報酬の月額を計算する場合においては、この条第2項に規定する補正率を乗じて得た額に円位未満の端数があるときは、その端数について四捨五入を行うものとする。
- 2 昭和47年3月31日以前に退職した者（实在職期間が最短年金年限以上である者に限る。）で施行日前に年金額改定法第4条の6第4項（年金額改定法第5条の6第3項及び第6条第3項において準用する場合を含む。）において準用する年金額改定法第1条の6第3項の規定及び改正前の特例政令第16条第8項の規定（以下この項において「70歳俸給年額改定規定」という。）の適用を受けていないものについてこの条第3項の規定により施行日前の期間に係る標準報酬の月額を計算する場合において、その者が70歳に達したとき、又はその者に係る遺族共済年金の受給権者が妻、子若しくは孫であるとき、若しくは当該遺族共済年金の受給権者（妻、子若しくは孫を除く。）が70歳に達したときは、その組合員であつた者が受給権を有していた年金の額の算定の基礎となつている昭和60年俸給年額は、その者が施行日の前日において70歳に達していたものとみなして70歳俸給年額改定規定の例により算定した額とする。

経過措置政令第3条関係

この条第1項に規定する昭和56年4月1日以後の各月において掛金の標準となるべき俸給の額を計算する場合においては、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員等共済組合法施行令附則第6条の2の規定の適用について（昭和61年1月4日付蔵計第32号）の例によるものとする。

経過措置政令第4条関係

- 1 施行日前に退職した者でその退職が二回以上あるものについて、昭和60年改正法附則第9条第3項及び第4項並びに経過措置政令第4条の規定により、平均標準報酬月額を計算する場合においては、その退職のそれぞれについて行うものとする。ただし、経過措置政令第5条第2項の規定により、旧共済法による年金の額の算定の基礎となつている期間に係る平均標準報酬月額については、当該年金の額の算定の基礎となつている期間を基礎として計算するものとする。
- 2 この条第3項に規定する掛金の標準となるべき俸給の額を計算する場合において

、その額の計算が困難である場合には、その者が退職前に所属していた組合における現職組合員の俸給の額の引上げの措置等を参酌した合理的な方法によることができるものとする。

経過措置政令第6条関係

この条第4項の規定により運営規則で仮定俸給の額を定める場合には、その者の休職等の事由が消滅して職務に復帰した場合等において講じられた俸給の調整の際における措置にならい、当該休職等の期間について人事院規則九 - 八（初任給、昇格、昇給等の基準）第44条第1項に規定する調整期間に応じて定期昇給が行われていたとしたならばその者が当該期間内において受けるべきであつた俸給の額を基準として定めるものとする。

昭和60年改正法附則第11条関係

新共済法第74条第2項等の規定により退職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算額若しくは遺族共済年金の職域加算額又は昭和60年改正法附則第11条第4項の規定により支給の停止を行わないこととされた退職年金、通算退職年金若しくは通算退職年金の二分の一に相当する額を支給する場合において、これらの支給額に100円未満の端数があるときは、これを100円単位に四捨五入するものとする。

昭和60年改正法附則第18条関係

この条に規定する昭和54年改正前の共済法第80条第3項に規定する退職一時金及び昭和54年改正前の旧公企体共済法第54条第5項の規定による退職一時金には、昭和36年4月1日前に給付事由が生じた退職一時金が含まれるものとする。

昭和60年改正法附則第20条関係

施行日前に退職した者で退職年金又は減額退職年金の受給権を有しない者が60歳に到達した場合等には、退職共済年金を支給することとなるが、この場合には、その者が受給権を有していた通算退職年金は、当該退職共済年金の受給権を取得した日において消滅したものとして取り扱うものとする。

昭和60年改正法附則第21条関係

- 1 この条第1項の規定により、その者が施行日の前日に退職したとしたならば受けることができた退職年金の額をもつて退職共済年金の額とする場合において、退職年金の額に相当する額を算定する場合には、次に定めるところによるものとする。
 - イ 当該退職年金の額の算定の基礎となる俸給年額、恩給俸給年額及び旧法俸給年額については、昭和61年3月31日に退職したとしたならばその者が受けることができた退職年金の額の算定の基礎となるべき俸給年額、恩給俸給年額及び旧法俸給年額とすること。
 - ロ 当該退職年金の額の算定の基礎となる組合員期間は、昭和61年3月31日までの旧共済法による組合員期間とすること。

従つて、団体組合員期間等旧共済法において通算措置が講じられていなかった期間については、その額の算定の基礎とはならないものであること。
 - ハ 老齢加算等その者の年齢による加算等に関する旧共済法の規定は、昭和61年3月31日の年齢ではなく、その者が退職した日における年齢により適用するこ

と。

また、その者が退職後に60歳等旧共済法の規定により年金の額を改定することとされていた年齢に達した場合には、その者は昭和61年3月31日においてその年齢であつたものとみなして、その達した日の属する月の翌月分以後当該退職共済年金の額を改定すること。

- 2 新施行法第10条第3項又は第4項の規定の適用を受ける者についてこの条第1項の規定により、その者が施行日の前日に退職したとしたならば受けることができた退職年金の額をもつて退職共済年金の額とする場合においては、その者が旧施行法の規定により支給を受けることができた退職年金の額に相当する額をもつて新施行法第10条第3項又は第4項の規定により支給を受ける年金の額とする。

昭和60年改正法附則第22条関係

経過措置政令第17条関係

昭和60年以前に退職した者について新共済法による年金が昭和63年6月までに給付事由が生じた場合においても、新共済法による所得制限は、同年7月分までは行わないものとして取り扱うものとする。

昭和60年改正法附則第26条関係

経過措置政令第21条関係

この条第1項の規定により障害年金の額に相当する額を算定する場合には、昭和60年改正法附則第21条関係1の例によるものとする。

昭和60年改正法附則第27条関係

新共済法第88条第1項第2号の規定による遺族共済年金は、施行日前に退職した者が退職後5年以内に組合員である間の傷病により死亡した場合についても適用があるものとする。

この場合においては、特段の反証がない限り、組合員である間に療養の給付又は療養費の支給を行わなかつた傷病により死亡した場合は、組合員である間の傷病によつて死亡したものとしないものとする。

昭和60年改正法附則第30条関係

この条第2項の規定により施行日の前日において死亡したとしたならば支給を受けることができた遺族年金の額をもつて、遺族共済年金の額とする場合において、当該遺族年金の額に相当する額を算定する場合においては、次に定めるところによるものとする。

イ 当該遺族年金の額の算定の基礎となる俸給年額、恩給俸給年額及び旧法俸給年額については、昭和61年3月31日に死亡したとしたならばその者が受けることができた遺族年金の額の算定の基礎となるべき俸給年額、恩給俸給年額及び旧法俸給年額とすること。

ロ 当該遺族年金の額の算定の基礎となる組合員期間は、昭和61年3月31までの旧共済法による組合員期間とすること。

従つて、団体組合員期間等旧共済法において通算措置が講じられていなかつた期間については、その額の算定の基礎とはならないものであること。

ハ 老齢加算等その者の年齢による加算等に関する旧共済法の規定の例による場合

には、その年齢については、昭和61年3月31日における年齢ではなく、組合員又は組合員であつた者が死亡した日における年齢によること。

また、その遺族が遺族共済年金の支給事由が生じた後に60歳等旧共済法に規定する年齢に達した場合には、その者は昭和61年3月31日においてその年齢であつたものとみなして、旧共済法の規定の例により当該遺族共済年金の額を改定すること。

- 二 遺族加給、寡婦加算等遺族である子の数等に応じた加算の額を計算する場合における当該遺族である子の状況等については、その者が死亡したときにおける遺族の状況に応じて計算することとするが、これらの加給の額については、施行日の前日における額によること。

昭和60年改正法附則第43条関係

この条の規定により障害年金の増進改定又は減退改定を行う場合においては、当該改定後の障害年金の額は、その者が施行日の前日において当該改定後において該当する程度の障害の状態であつたとしたならば同日において受けることができた障害年金の額について昭和60年改正法附則第42条の規定の例により改定するものとした場合の額とする。

この場合においては、同条第3項に規定する施行日の前日における障害年金の額は、その者が同日において当該改定後において該当する程度の障害の状態であつたとしたならば同日において受けることができた障害年金の額とする。

昭和60年改正法附則第45条関係

- 1 この条第3項の規定においてなおその効力を有することとされた旧施行法第15条第2項及び第3項、第17条の2並びに第18条の規定を適用する場合においては、次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じ、イ又はロに定めるところによるものとする。

イ 更新組合員等であつた者が受ける退職年金又は減額退職年金のうち従前額保障の規定の適用によりその額が定められたもの 当該年金は旧施行法第11条又は第13条第3項の規定の適用によりその額が定められたものとみなして旧施行法第17条の2の規定を適用する。

ロ 更新組合員等であつた者が受ける退職年金又は減額退職年金のうち前号に掲げるもの以外の年金 当該年金は旧施行法第11条の2の規定の適用によりその額が定められたものとみなして旧施行法第17条の2の規定を適用する。

この場合において、新法期間に係る額及び恩給公務員期間に係る額の区分については、なお従前の例によるものとする。

- 2 この条の規定による支給停止を行う場合においては、端数処理後の年金額にこの条の規定及び経過措置政令第44条において準用する経過措置政令第17条の規定により計算した率を乗じて得た額について100円未満の端数がある場合には、100円単位に四捨五入した額を停止するものとする。

昭和60年改正法附則第52条関係

経過措置政令第54条関係

公務による障害年金の受給権者が控除機関等の期間を有する者である場合におけ

るこの条の規定により控除する金額を計算する場合においては、公務による障害年金の額のうち昭和60年改正法附則第42条第1項に規定する俸給年額の10/100（旧共済法の障害等級の1級に該当する者にあつては、30/100とし、旧共済法の障害等級の2級に該当する者にあつては20/100とする。）に相当する額として加えられた部分並びに同項ただし書の規定による最低保障及び最高限度の額については、控除の対象としないものとし、同項ただし書の規定による最低保障及び最高限度の額については、当該控除後の額について適用されるものとする。

昭和60年改正法附則第55条関係

更新組合員等であつた者で昭和60年改正法附則第46条第1項第2号に掲げる遺族年金を受ける者が妻、子又は孫以外の者であり、かつ、その者が施行日以後に60歳、70歳又は80歳に達した場合において、当該遺族年金に係る組合員であつた者が当該年齢に達したとしたならばその者が受ける権利を有していた退職年金の額が昭和60年改正法附則第52条第4項の規定により改定されるべきものであるときは、その改定後の額の50/100に相当する額を昭和60年改正法附則第46条第1項第2号に規定する退職年金の額の50/100に相当する額とみなして、当該遺族年金の額を改定するものとする。

昭和60年改正法附則第62条関係

1 この条の規定により返還すべき一時金の額を計算する場合において、組合員であつた者が二以上の一時金の支給を受けていた者であるときは、その一時金のそれぞれについてこの条第1項に規定する支給額等の計算を行うものとする。

なお、沖縄の共済法の規定による退職一時金については、1ドル360円で換算するものとする。

2 この条の規定により返還すべき金額を一時に又は分割して返還することを申し出た者が受給権を有する年金がその支払が完了する前に消滅した場合においては、その者に支払うべき年金の未払い金の範囲内において返還を求めるものとする。

3 この条の規定により返還すべき金額を年金から控除することを申し出た者が受給権を有する年金がその支払が完了する前に消滅した場合においては、その者に支払うべき年金の未払い金の二分の一に相当する額（経過措置政令第65条第3項の規定により従前の支給額が支給されることを希望する旨の申出をした者にあつては、当該従前の支給額に相当する額を控除した額）の範囲内において当該返還すべき金額を控除するものとする。

4 返還すべき一時金については、返還が完了していないものであつても、当分の間は、決算上の未収金として整理することを要しないものとする。

附 則

この通達は、昭和61年4月1日から適用する。

備考 この通達における用語の定義については、別段の定めがあるものの他、経過措置政令における用語の例によるものとする。